平成２１年（フ）第１８１号
青森県八戸市吹上３丁目12番８号
債務者　西山　信雄
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１９３号
青森県八戸市大字糠塚字古常泉下17番地
債務者　高屋敷　勇
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１３６０号
埼玉県朝霞市溝沼２丁目８番33号　宮腰コーポ205、旧住所埼玉県朝霞市溝沼５丁目３番28号　ヴィラエクセル203
債務者　新井　明美
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５２７号
埼玉県飯能市山手町12番11号　ハイツ覧山102
債務者　仲村　洋祐
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５９０号
埼玉県所沢市大字荒幡265番地の５、前住所埼玉県春日部市本田町１丁目148番地　白石コーポ101
債務者　鈴木　正美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６０５号
埼玉県富士見市関沢３丁目40番２号　パピヨンＦ１―205
債務者　山田　　敬
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１８０号
新潟県柏崎市大字平井4366番地２、前住所新潟県柏崎市大字平井3015番地１
債務者　佐藤　令子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
新潟県長岡市福住２丁目５番25号
債務者　遠藤　弘樹
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２２５４号
名古屋市守山区高島町125番地
債務者　久保美奈子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６５９号
名古屋市東区筒井３丁目17番25号　七福マンション104号
債務者　村瀬　慎二
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６６０号
名古屋市東区筒井３丁目17番25号　七福マンション104号
債務者　村瀬　実香（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７０３号
名古屋市天白区御前場町31番地　御前場荘５棟101号
債務者　飯田　祐也
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８３７号
名古屋市千種区千代田橋２丁目５番５―206号　タウン千代田橋
債務者　渡邉志奈子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８４９号
名古屋市中村区稲葉地町２丁目35番地　市営第二北稲葉地荘307号
債務者　大谷　裕紀
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９０９号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　22号棟104号室
債務者　筴　サヨ子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９５９号
名古屋市緑区桃山２丁目95番地　緑黒石荘２棟109号
債務者　谷口　秋則
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０１１号
名古屋市西区枇杷島４丁目24番４号　ハイツ枇杷島101号
債務者　森山　真吾
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部